

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和7年8月29日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500177号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500037号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成11年8月1日から平成13年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年8月から平成13年5月までの各月の標準報酬月額については、18万円を28万円とする。

平成11年8月から平成13年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成11年8月から平成13年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB社における請求期間のうち、平成13年6月1日から平成16年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年6月から平成16年11月までの各月の標準報酬月額については、18万円を28万円とする。

平成13年6月から平成16年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年6月から平成16年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のB社における平成16年12月1日から平成17年4月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年12月から平成17年3月までの各月の標準報酬月額については、18万円を28万円とする。

平成16年12月から平成17年3月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成11年8月1日から平成13年6月1日まで  
② 平成13年6月1日から平成17年4月30日まで

同僚の年金記録の訂正請求に関する照会があった際に自身の年金記録を確認したところ、私もA社及びB社における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が相違していることが分かったので、A社に係る請求期間①及びB社に係る請求期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書により、請求者がA社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②のうち、平成13年6月1日から平成16年12月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書から判断すると、請求者がB社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成13年6月1日から平成16年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成13年6月1日から平成16年12月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主の連絡先は不明であり、同人の親族も資料がなく不明である旨回答しているが、当該期間について、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成16年12月1日から平成17年4月30日までの期間についてB社は既に解散しているところ、同社の元事業主の親族は、同社の元事業主は亡くなっており、同社に関する資料もない旨回答している上、請求者の当該期間に係る住所地のC市は、当該期間に係る給与収入及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存期間経過のため確認できない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②のうち、平成16年12月1日から平成17年4月30日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認める

ことはできない。

- 3 請求期間②のうち、平成 16 年 12 月 1 日から平成 17 年 4 月 30 日までの期間について、前述の給与明細書により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成 16 年 12 月から平成 17 年 3 月までの各月に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、28 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 16 年 12 月から平成 17 年 3 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400689号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500038号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年3月30日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成元年3月30日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成元年3月30日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月30日から同年4月1日まで

私は、短期大学卒業後、昭和61年4月から平成元年3月末日までの3年間について、A事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成元年3月30日となっており、納付できない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、同僚の回答、同僚から提出された給与明細書等から判断すると、請求者は、請求期間においてA事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における平成元年2月の標準報酬月額の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B法人は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500006号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500039号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年3月30日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成元年3月30日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成元年3月30日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和61年4月から3年間、A事業所でB業務に従事したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成元年3月30日となっており、納得できない。B業務では、年度が終了していないのに現場を離れることはあり得ない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、同僚の回答、同僚から提出された給与明細書等から判断すると、請求者は、請求期間においてA事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における平成元年2月の標準報酬月額の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C法人は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。